

《2020 年鹿児島県議会》

環境厚生委員会（環境林務部）

2020 年 6 月 15 日（月）10 時開会

環境厚生委員会：たいら行雄

6月15日 環境厚生委員会（環境林務部）

○たいら委員

県内の森林の無届け伐採について、お聞きします。

無届け伐採につきましては、私も相談を受けまして、現地に赴いていろいろと調べてきましたけれども、現段階におきまして、県内の無届け伐採の状況について把握できることについて教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●松枝森林経営課長

伐採地における無届け伐採の件でございますけれども、森林を伐採する場合には、伐採及び造林の届け出をすることになっております。

大体1年間で届け出が平均して4000件近くありますが、これ以外で無届けで伐採をされている件数についてはなかなか把握するのは難しく、具体的な数値は持ち合わせておるわけではございません。

○たいら委員

ありがとうございます。

確かに無届けですから、件数を特定するというのは非常に困難だと思いますが、私も松枝課長にもいろいろと相談をさせていただきました。

これは、日置市の妙円寺団地のところの、木の伐採の状況写真です。

現地に赴いて感じたところですね、無作為にといいますかかなり乱暴に切り倒して、そしてそのあとの処理もずさんな形だと感じました。

今、伐採されている状況としては、燃料チップにするために、手頃な木を伐採して、そして、その部分についてお金になるんで運び出していきますが、その他に、例えば運び出す道路を作ったりとかいうところでしょうか、大木なども切られてるんですけどもそのままに放置されてあったりとか、それから、かなり、地盤のところにつきましても、きちんと整理してるわけではなくてそのまま崩れかけそうな状況のところも結構目立ちました。大雨のときなどに、土砂が流れ出して、近隣の家屋やそして道路等を塞いだりとかする状況にも繋がるんじゃないかということで、松枝課長にも、いろいろ相談させていただきました。

この場所についても、無届けだったということが確認できました。

それと同時に、同じ個人の方なんですけど、伐採現場は、少なくとも私どもが確認した3ヶ所について、いずれも無届けだったということが確認できました。

ということで、無届け伐採というのは、非常に広がってるんじゃないかと感じるところなんです。それにつきまして、何か所見があればお願いしたいと思います。

●松枝森林経営課長

木材の需要とか、木材の資源の充実等に伴いまして、以前よりも、皆伐いわゆる一斉に伐採をする方式が増えてきております。

先ほど申しました通り、伐採に当たりましては、伐採及び造林の届け出を市町村に提出する。これは森林法の中で規定をされております。

しかしながら、委員おっしゃいました通り、届を出されないままに伐採がなされてい

るのが散見されている。

森林を伐採した場合に、一時的とはいえ森林の持つ土砂の崩壊とか或いは土砂の流出といったような、いわゆる公益的機能の方が損なわれると。

おっしゃったように、崩壊でありますとか、或いは無秩序に放置された伐採木といったようなものが、何らかの原因で、下流域等に影響を及ぼす。そういったことがあってはならないものだと考えております。

先ほども申しましたけれども、無届けの伐採の情報を我々のところにもいただくことが多ございます。そのたびに、振興局等に連絡をして、振興局の方にも足を運んでいただいて、市町村と一緒に、伐採或いは伐採地の保全といったことについての指導をしているところでございます。

それとあわせて、伐採届につきましては、市町村が所管してるわけですが、伐採届の届け出制度の遵守等につきまして市町村の方に再度、文書等で通知をいたしますとともに、県境にございます町村等につきましては、県外からの伐採業者が来てそういった行為がなされる場合もあるものですから、宮崎県とかとですね、時期を一緒に、また内容を一緒にして、そういった素材生産業者に注意喚起することをやっているところでございます。

○たいら委員

ありがとうございます。

この無届け伐採、違法伐採につきましては、特に南九州の方、熊本、宮崎、宮崎は結構ひどいということですが、この鹿児島、鹿島の3県が特にひどいということで国会でも問題になっておりまして、宮崎の例では裁判でも争われている事例ですね。

やはりこれについては法に照らしてみても、やっぱりこれについては、無届け伐採はいけないんだというところですね、もっと取り締まりをきちんとといますか、強く行っていただきたいと思えます。

これによって、環境破壊にも繋がりますし、貴重な森林資源の損失にも繋がります。

個人の方々或いは業者の方々の心ないそういう自分たちの利益のために、どんどんやっているっていうこと、非常にそういう意味では多くの方々に被害を与えるという状況ですので、ぜひきちんとこの無届け伐採等につきましては、取り締まっていただくと同時に、實際上の今の森林法の条例の中身を県としてきちんとチェックしていただいてもっと厳しくしていただくことが必要ではないかなと思っているところです。

例としては曾於市のが非常に厳しくて、そして、かなりそういう意味では多岐に渡って、こういうものを取り締まる形の条例になっているとお聞きしますので、そういう、厳しい条例を参考にさせていただきながら、県としても指導をぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

●松枝森林経営課長

まだまだですね、その伐採及び造林の届け入れにつきまして、その制度が、伐採の業者特に小さな業者さんといいますか、素材生産量の量が比較的小さな業者の方々といったところまでですね、完全に浸透していないといいますか。

制度そのものは古いのですけれども、なかなかご存知でないところも多いのだろと思えます。ですので、事あるたびといいますか、機会をとらえて、この森林の伐採届け出

の制度につきましては指導しているところでございます。

それと、委員からお話ございました、市町村の伐採届を受理する際の、いわゆる評価ですけれども、曾於市はじめ、こういった伐採届が出た際に、その隣地において、所有者或いは隣接地の方々とのトラブルを防止する。或いは、伐採位置に隣接する道路に関してですね、地域の住民の方々とのトラブルが起こらないように、地元の方々との確認書といったようなものを添付してしたり、或いは、登記簿謄本といったような、本来の届け入れに追加して書類をいただいている市町村といったような取り組みでございます。

こういった取り組みにつきましても、我々の方からも、各市町村に情報提供しておりまして、現在、県内でもお話ございました曾於市をはじめ、17市町村でそういった取り組みを今現在やっておられています。

これにつきましてははですね、広がっていくようにですね、我々の方も情報提供をやっていきたいと考えております。

○たいら委員

ありがとうございます。

引き続き、ぜひよろしく申し上げます。